

# 子育て改革のための共同親権プロジェクト

## 臨時総会資料

2020年1月16日

代表 松村 直人

## 議題

- 第 1 号議案 規約の改定について
- 第 2 号議案 役員改選について
- 第 3 号議案 令和 2 年度事業計画について
- 第 4 号議案 令和 2 年度収支予算について

## 第1号議案 規約の改定について

現時点で有効な規約は、本プロジェクト発足時に、プロジェクトの運営形態が定まらない中で作成したものでした。

プロジェクト発足から2ヶ月が経過し、少しずつではありますがプロジェクト運営実態が明らかになってきたため、実態に合わせた規約に変更することを伺います。

## 第1号議案 規約の改定について

現時点で有効な規約は、本プロジェクト発足時に、プロジェクトの運営形態が定まらない中で作成したものでした。

プロジェクト発足から2ヶ月が経過し、少しずつではありますがプロジェクト運営実態が明らかになってきたため、実態に合わせた規約に変更することを伺います。

要点		
要点1	会員の種別化と運営の明確化	本プロジェクトの目的である可及的速やかな民法改正を実現するために、会員を正会員（個人）と賛助会員（個人・団体）に分ける。 正会員（個人）は、実務を推進する立場。 <u>→個人正会員は、プロジェクト参加費を納入したうえで、自らの役割（実務）を決めていただくことで参加出来る。</u>
要点2	ガバナンスの強化	ガバナンスを強化するために、監査役を設ける。 総会の位置づけの詳細化をする。
要点3	会計に関する詳細化	会計、特に支出に関する事項を詳細化する。

第1号議案 規約の改定について  
< 変更内容 >

現在	変更後	変更概要
なし	<p><u>第6条（活動方針）</u>            当会は、第3条（目的）のとおり可及的速やかに民法を単            独親権制度から共同親権制度に転換することを目的として            いるため、速やかに法を転換するために尽力するという理            念の共有が不可欠である。よって統括グループにより選任            された最小限の人員で責任を持って活動を遂行するものと            する。</p>	<p>目的を達成するための活動方針を追記した。</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">要点1</p>
<p>第6条（会員）</p> <p>1. 入会            当会の目的に賛同し、プロジェクト参加費            を払うことで入会することができる。ただ            し、運営委員会が不相当と認めた者は入会            を拒むことができる。なお、一度支払った            参加費は返還しない。</p> <p>2. 会員資格            本活動の目的に賛同する個人、団体とする。</p>	<p><u>第7条（会員）</u>            当会の会員は、次の3種類とする。</p> <p><u>（1）個人正会員</u>  <u>（2）個人賛助会員</u>  <u>（3）団体賛助会員</u></p> <p><u>第8条（入会）</u>  <u>個人賛助会員及び団体賛助会員は、当会の目的に賛同し</u>  <u>プロジェクト参加費の納入を行うことで入会とする。</u>  <u>2 個人正会員となるには、個人賛助会員となったうえで、</u>  <u>個人正会員入会フォームから正会員の申し込みを行う必要</u>  <u>がある。入力フォームでは自らの得意をもとに、第3条</u>  <u>（目的）を達成するための実務を記入・申請後、統括グ</u>  <u>ループの承諾を得た場合に入会とする。なお、個人正会員</u>  <u>間のコミュニケーションはslackを用いるため、slackを使</u>  <u>用できない者は個人正会員になることができない。</u>  <u>3 統括グループが不相当と認めた者は入会を拒むことが</u>  <u>できる。なお、一度支払った参加費は返還しない。</u></p>	<p>活動方針を達成するためには、その人の得意が活か            せる体制（プロジェクトメンバ）で運営することが            必要。            その一方で、プロジェクトメンバとなるのは難しい            ものの、運営をサポートいただける方々も大切にし            たい。            このような理由から、個人正会員（＝プロジェクト            メンバ）と、個人賛助会員、団体賛助会員（＝運営            のサポート）という区分を設けた。</p> <p>また、プロジェクトメンバのコミュニケーションは            既に、slackを用いて行っているため、その実態に合            わせ、個人正会員のslack利用を必須とした。</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">要点1</p>

## 第1号議案 規約の改定について <変更内容>

現在	変更後	変更概要
<p>第9条（役員）</p> <p>1. 当会は次の役員を置く。 代表者1名、副代表、会計1名</p> <p>2. 当年度の役員は、定例総会で専任する。</p> <p>3. 役員の職務は次のとおり定める。 （1）代表：当会を代表し、その業務を統括する。 （2）副代表：代表を補佐し、これに事故又は欠席のときは、その職務を代行する。 （3）会計：会の会計業務を行う。</p>	<p>第12条（役員）</p> <p>当会は次の役員を置く。代表者1名、副代表、会計1名、<u>監査役1名</u></p> <p>2 当年度の役員は、定例総会で選出する。</p> <p>3 役員の職務は次のとおり定める。 （1）代表：当会を代表し、その業務を統括する。 （2）副代表：代表を補佐し、これに事故又は欠席のときは、その職務を代行する。 （3）会計：会の会計業務を行う。 <u>（4）監査役：会の業務および財産の状況を監査する。</u></p>	<p>組織ガバナンスを効かせるために、監査役を追加した。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; background-color: #0056b3; color: white; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">要点2</span> </div>
<p>第10条（運営委員会）</p> <p>1. 当会は、会務を遂行する運営委員会を置き、活動方針に関する事項を討議、決定する。</p> <p>2. 運営委員会の決定により、会員の中から運営委員を随時選任することができる。</p> <p>3. 運営委員会は、会員が傍聴、発言できる。</p>	<p>第13条（運営）</p> <p><u>当会は、会務を遂行する統括グループ及びワーキンググループを置き、活動方針に関する事項を討議、決定する。各グループの構成員及び役割を次のとおり定める。</u></p> <p><u>（1）統括グループ（グループ数：1）</u>  <u>役割：個人正会員の入退会等の判断、ワーキンググループを横断する判断、収益の判断</u>  <u>構成員：代表、副代表、会計</u></p> <p><u>（2）ワーキンググループ（グループ数：複数）</u>  <u>役割：会の目的を達成するためのサブタスクの実施及び収益を除く判断</u>  <u>構成員：各ワーキンググループの参加を希望する個人正会員</u></p> <p>2 <u>統括グループは、個人正会員の中からワーキンググループ構成員を随時選任及び解任することができる。ただし、解任しようとする場合は判断の前に、会員に対し弁明の機会を与えなければならない。</u></p> <p>3 <u>統括グループ及びワーキンググループのコミュニケーションはslackを用い、判断証跡を残す。</u></p>	<p>ワーキンググループとして運営している実態に合わせた。</p> <p>統括グループでは、個人正会員の入退会等の判断、ワーキンググループを横断する判断、収益の判断を判断するよう定義した。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; background-color: #0056b3; color: white; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">要点1</span> </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; background-color: #0056b3; color: white; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">要点3</span> </div>

第1号議案 規約の改定について  
<変更内容>




現在	変更後	変更概要
<p>第11条（総会）</p> <p>1. 当会の総会は運営委員によって構成し、会計年度終了後速やかに定例総会を開催する。</p> <p>2. 役員の専任、予算・決算等の承認等は総会を開催し、出席者の過半数の同意をもって決定する。</p> <p>3. 必要がある場合は、臨時に総会を開催できるものとする。</p>	<p>第14条（総会）</p> <p>当会の総会は<u>個人正会員</u>によって構成し、会計年度終了後速やかに定例総会を開催する。</p> <p>2. <u>総会は、次の事項を決議する。</u></p> <p><u>(1) 規約の変更</u></p> <p><u>(2) 解散</u></p> <p><u>(3) 事業計画及び活動予算</u></p> <p><u>(3) 事業報告及び活動決算</u></p> <p><u>(4) 役員の選任又は解任</u></p> <p><u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p>3. <u>総会は、個人正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。</u></p> <p>4. <u>総会の議長は、その総会において、出席した個人正会員の中から選出する。</u></p> <p>5. <u>総会の議事は、出席した個人正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。やむを得ない理由のため総会に出席できない個人正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又はファックス若しくは電子メール（以下、書面等という）をもって表決することができる。</u></p> <p>6. <u>個人賛助会員及び団体賛助会員は、ビデオ会議システムZOOMを用いて総会を傍聴できるものとする。</u></p> <p>7. 必要がある場合は、臨時に総会を開催できるものとする。</p>	<p>総会にて決定する事項および総会の運営方法を明記した。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 40px; margin: 20px auto; background-color: #4a7ebb; color: white; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 1.2em;">要点2</span> </div>

第1号議案 規約の改定について  
 <変更内容>

現在	変更後	変更概要
<p>第12条（参加費等）</p> <p>1. 当会の運営および活動に必要な費用は、参加費・寄付金により賄う。</p> <p>2. 参加費の額は運営委員会で定める。ただし、経済的な事情により支払いが困難な場合はこの限りではない。</p> <p>3. 資金については会計が適正に管理を行い、定期的に代表に報告をするものとする。</p>	<p><u>第15条（資産の構成）</u>                      当会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p><u>（1）プロジェクト参加費</u></p> <p><u>（2）寄付金品</u></p> <p><u>（3）財産から生じる収益</u></p> <p><u>（4）事業に伴う収益</u></p> <p><u>（5）その他の収益</u></p>	<p>構成する資産を明記した。</p> <p style="text-align: right;">要点3</p>
	<p><u>第9条（プロジェクト参加費）</u>                      プロジェクト参加費の額は統括グループで定める。ただし、経済的な事情により支払いが困難な場合はこの限りではない。</p>	<p>新たな体制に合った内容に変更した。</p> <p style="text-align: right;">要点1</p>
	<p><u>第16条（資産の管理）</u>                      財産については会計が適正に管理を行い、定期的に代表に報告をするものとする。</p> <p><u>2 支出の決定は、総会にて議決を得た予算の範囲内については、代表がおこなう。ただし、委託費の支出については、統括グループの承認を得なければならない。</u></p>	<p>予算の範囲内については代表が支出の決定を行うこと。なお、ガバナンスを効かせるためにも委託費については、統括グループにて支出の承認を行うようにした。</p> <p style="text-align: right;">要点3</p>
<p>なし</p>	<p><u>第17条（事業計画及び予算）</u>                      当会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p><u>2 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。</u></p>	<p>事業計画及び予算の扱いを明記した。</p> <p style="text-align: right;">要点3</p>



第1号議案 規約の改定について  
 <変更内容>

現在	変更後	変更概要
なし	<u>第18条（残余財産）</u> この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、この団体と同種の目的を有する団体に譲渡するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員総数の2分の1以上の議決を経て選定する。	プロジェクトの解散時の財産の取り扱いを明記した。 <div style="text-align: right;">  </div>
第13条（会計年度） 当会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。	<u>第19条（会計年度）</u> 当会の会計年度は、10月1日に始まり、翌年9月30日までとする。	会計締めが3ヶ月しかなく、活動報告することが難しいため、会計年度を変更した。 <div style="text-align: right;">  </div>
第14条（規約の変更） 本規約は運営委員会の過半数の同意をもって改正することができる。	<u>第20条（規約の変更）</u> 本規約は、総会において改正することができる。	規約の改正は総会にかけることとした。 <div style="text-align: right;">  </div>

## 第2号議案 役員改選について

規約の変更に伴い、次の通り役員を改選することを伺います。

役割	氏名	補足
代表	松村 直人	発起人
副代表	つむぎ まどか	WEBライター
会計	杉山 拓也	企業会計職
監査	大村 珠代	弁護士（子の連れ去り違憲訴訟）

## 第3号議案 令和2年度事業計画について

### 大前提：本プロジェクトの目標

2021年までに民法の単独親権規定を廃し、  
生来の親子関係を男女平等に維持することを原則とするよう民法改正をする。

難しい2021年の法改正を現実的にするためには法改正のプロセスを勘案して  
次のような取り組みが必要と考えられる。

法改正プロセス

法制審の開始

法制審の  
審議・判断

国会決議

必要な取り組み

②早期の法制審入りを  
働きかけ

③短期間で判断出来るよう  
範囲の限定を提案

①単独親権制度廃止の世論づくり

## 第3号議案 令和2年度事業計画について

### <必要な取り組み説明>

#### ①単独親権制度廃止の世論づくり

- **世論が作られなければ法改正は無いと考える、本プロジェクトで最も重視。**
- 賛同の量を集めること、著名人への働きかけをすることなど、様々な方にアプローチをしていく。
- 記事化、セミナー開催、SNSを用いたキャンペーン等を行う想定。
- 非当事者も含めた既存の活動との連動を積極的に進める。

#### ②早期の法制審入りを働きかけ

- 世論を高め、法制審入りの要望を挙げていく。

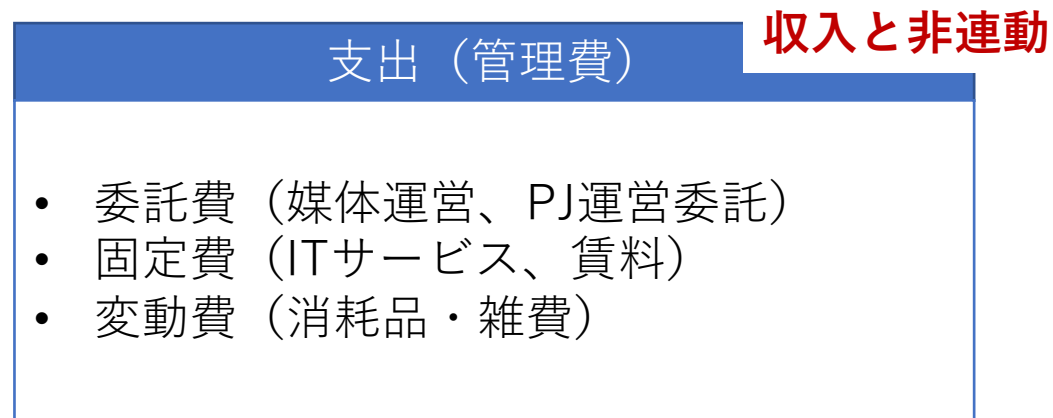
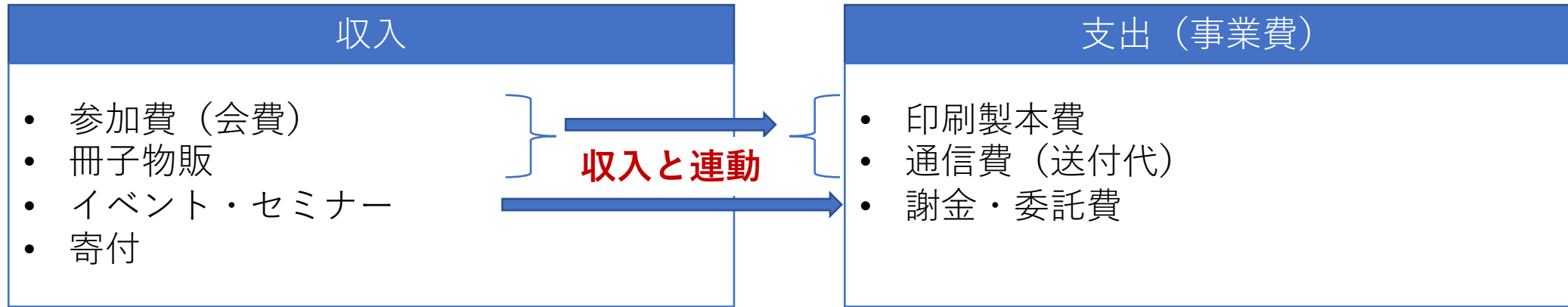
#### ③短期間で判断出来るよう範囲の限定を提案

- 通常、法制審は1～2年もかかると言われている。
- 可及的速やかに2021年に民法改正を行うためには、短期間で法改正の判断をする必要がある。
- このため、短期間で判断ができるよう範囲の限定を提案する。

※何れの活動も、必要に応じて既存の当事者団体と連動して進めることも考慮する。

## 第4号議案 令和2年度収支予算について

収入と連動した支出（事業費）と収入に連動しない支出（管理費）を設ける。  
委託費に関しては、統括グループにて支出承認が必要。



END